

京都市監察規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第105号

京都市監察規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 監察の体制（第3条～第7条）

第3章 服務監察（第8条～第11条）

第4章 業務監察（第12条～第15条）

第5章 雑則（第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、公正かつ適正な職務の執行を確保するため、監察の体制
その他服務監察及び業務監察に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各
号に定めるところによる。

(1) 局等 京都市事務分掌条例第1条に規定する局（市立大学及び京都市事

業所の長等専決規程別表第1に掲げる事業所（福祉事務所及び保健所を除く。）を含む。以下「局」という。）、会計室並びに区役所及び区役所支所（福祉事務所及び保健所を含む。以下同じ。）をいう。

- (2) 職員 地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び非常勤の職員で局等に属するものをいう。
- (3) 業務 局等が所管する事務事業をいう。
- (4) 服務監察 職員の服務の状況を監察し、及び職員が服務に関する法令その他の職員が遵守すべき規定に違反し、又は違反する疑いがあると認められる場合において、当該職員について監察することをいう。
- (5) 業務監察 業務の執行の状況を監察し、及び業務の執行が当該業務に関する法令、条例若しくは規則の規定に違反し、若しくは違反する疑いがあると認められる場合又は市民の信頼を損なうおそれがあるような不適切な業務の執行がなされ、若しくはなされている疑いがあると認められる場合において、当該業務について監察することをいう。

第2章 監察の体制

（統括監察員及び監察員等）

第3条 服務監察及び業務監察（以下「監察」という。）を実施するため、統括監察員、監察員及び副監察員を置く。

- 2 統括監察員は行財政局コンプライアンス推進室長を、監察員は同室副室長を、副監察員は同室服務監察係長及び同室業務監察係長をもって充てる。

3 統括監察員は、人材活性化政策監の命を受け、監察に関する事務を掌理する。

4 監察員及び副監察員（以下「監察員等」という。）は、統括監察員を補佐する。

（代理）

第4条 人材活性化政策監に事故があるときは、統括監察員がその職務を代理し、統括監察員に事故があるときは、監察員がその職務を代理する。

（監察主任等）

第5条 局等における監察を実施するため、監察主任、監察副主任及び監察副主任補（以下「監察主任等」という。）を置く。

2 監察主任は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 局 局の庶務を担当する部長又は室長

(2) 会計室 室長

(3) 区役所及び区役所支所 区民部長

3 監察副主任は、監察主任が属する局等の課長その他これに準じる職員のうちから、当該監察主任が指定する。

4 監察副主任補は、監察主任が属する局等の課長補佐、係長その他これらに準じる職員のうちから、当該監察主任が指定する。

5 監察主任は、前2項の規定により監察副主任及び監察副主任補を指定した

ときは、速やかにその旨を、監察員等を経て、統括監察員に報告しなければならない。

6 監察主任は、統括監察員の命を受け、局等における監察に関する事務を掌理する。

7 監察副主任及び監察副主任補は、監察主任を補佐する。

(服務監察参与)

第6条 服務監察と人事管理との連携を図るため、服務監察参与を置く。

2 服務監察参与は、行財政局人事部長をもって充てる。

3 服務監察参与は、人事管理上必要があると認めるときは、服務監察について意見を述べることができる。

(相互の連携)

第7条 人材活性化政策監、統括監察員、監察員等及び監察主任等（以下「人材活性化政策監等」という。）並びに服務監察参与は、監察（服務監察参与にあっては、服務監察に限る。）に関し、相互に密接な連携を保つとともに、情報の交換及び意思の疎通を図るよう努めなければならない。

第3章 服務監察

(服務監察を行う場合)

第8条 服務監察は、次に掲げる場合に行う。

- (1) 職務に関して職員の非行及び事故が発生した場合又はその疑いがある場合

(2) 職員の信用失墜行為が発生した場合又はその疑いがある場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、人材活性化政策監が特に必要と認める場合
(非行、事故等の報告)

第9条 監察主任等は、当該監察主任等の属する局等の職員について、前条第1号又は第2号に該当すると認めるときは、速やかにその事実を、監察員等を経て、統括監察員に報告しなければならない。

(服務監察の実施)

第10条 人材活性化政策監等は、前条の報告があったときその他服務監察を実施する必要があると認めるときは、関係する職員に対し、出頭を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 人材活性化政策監等は、服務に関する法令その他の職員が遵守すべき規定に違反し、又は違反する疑いがあると認められる職員から事情を聴取することができる。

3 職員は、人材活性化政策監等が行う服務監察に協力しなければならない。

(結果の通知等)

第11条 人材活性化政策監は、服務監察の対象となった職員が属する局等の長に対し、服務監察の結果を通知するとともに、必要に応じ、その対応策を勧告することができる。

2 人材活性化政策監は、行財政局組織・人事担当局長に対し、服務監察の結果を通知し、職員の処分について意見を述べるものとする。

第4章 業務監察

(業務監察を行う場合)

第12条 業務監察は、次に掲げる場合に行う。

- (1) 業務の執行が当該業務に関する法令、条例若しくは規則の規定に違反し、
又は違反する疑いがある場合
- (2) 市民の信頼を損なうおそれがあるような不適切な業務の執行がなされ、
又はなされている疑いがある場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、人材活性化政策監が特に必要と認める
場合

(法令等の規定に違反する事項等の報告)

第13条 監察主任等は、当該監察主任等の属する局等が所管する業務の執行が前条第1号又は第2号に該当すると認めるときは、速やかにその事実を、監察員等を経て、統括監察員に報告しなければならない。

(業務監察の実施)

第14条 人材活性化政策監等は、前条の報告があったときその他業務監察を実施する必要があると認めるときは、当該業務の執行に携わる職員に対し、出頭を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 職員は、人材活性化政策監等が行う業務監察に協力しなければならない。

(結果の通知等)

第15条 人材活性化政策監は、業務監察の対象となった業務を所管する局等及び当該業務に密接に関連する局等の長に対し、業務監察の結果を通知するとともに、必要に応じ、その対応策を勧告することができる。

2 人材活性化政策監は、業務監察の結果、職員の故意又は過失により不適切な事務処理がなされ、その結果として公務の運営に重大な支障を生じさせたと認めるときは、行財政局組織・人事担当局長に対し、業務監察の結果を通知し、職員の処分について意見を述べるものとする。

第5章 雑則

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、人材活性化政策監が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 京都市職員の服務監察に関する規則は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前にこの規則による廃止前の京都市職員の服務監察に関する規則の規定によってした手続その他の行為は、この規則の相当規定によってしたものとみなす。

(総務局監察室)